

銚田市公告第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、下記の認可地縁団体より所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったため、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和4年11月17日

銚田市長 岸田 一夫

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称：玉田区自治会
- (2) 区域：銚田市玉田の一部、上釜の一部、子生の一部及び荒地の一部の区域
- (3) 主たる事務所：銚田市玉田752番地1

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
雑種地	89㎡	銚田市玉田字弁天462番1 (鹿島郡旭村玉田字弁天462番1)

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	小野瀬 治郎兵衛	平沢 七左衛門	人見 豊次郎
	小野瀬 万右エ門	小野瀬 初太郎	石田 久米之助
	藤枝 助左エ門	小野瀬 武次右エ門	米川 利左エ門
	藤枝 新之右エ門	星守 善四郎	藤沼 久之丞
	藤枝 熊二郎	藤枝 太郎左エ門	久保 太兵衛
	小野瀬 留吉	藤枝 仁助	藤枝 初太郎
	久保 孫太郎	藤枝 六之助	米川 吉之丞
	藤枝 新右エ門	久保 善左エ門	藤枝 卯之吉
	小野瀬 佐金次	藤枝 善兵衛	藤枝 新平
	藤枝 亀次郎	藤枝 善右衛門	藤枝 新兵衛

住 所 登記事項証明書上の住所未記載（表示登記のみ）

3 当該不動産の移転登記等をするについて異議を述べることができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期 間 令和4年11月17日から令和5年2月17日まで
(ただし、閉庁時間及び閉庁日を除く。)
- (2) 方 法 銚田市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所が確認できる書類等を添えて提出（持参又は郵送）してください。（ただし、郵送の当日消印は有効とする。）
- (3) 提出先 〒311-1592 茨城県銚田市銚田1444番地1
銚田市役所 総務部総務課
電話：0291-33-2111（内線1224）